

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号
九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面(1)

2014年(平成26年)9月18日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜

他48名

第1 はじめに

本件を審理するにあたって、裁判所においては、次の点に留意して頂きたい。

まず、1点目は、被告が、いかに無償化法の立法趣旨を無視し立法事実をねじ曲げた上で本件差別行為に及び、そして、そのことを糊塗するために無償化法の立法目的を換骨脱體し立法事実を歪曲して恣意的な主張を展開している点を捉まえて頂きたいということである。

2点目は、日本国憲法と無償化法の解釈のみで被告国による本件差別行為の適否を判断すべきではなく、国際人権諸条約の観点から審理・判決されなければならないという点である。裁判所においては、その点を踏まえて、世界レベルの国際人権論という大きな枠組の中で、本件差別行為を審理されたい。

なお、本件差別行為とは、規則ハ号の削除行為と九州朝鮮高校に対する不指定行為の両方をいう。

第2 国際人権諸条約の観点から見た被告主張の問題点

1 立法目的

被告は、第1準備書面の冒頭で、無償化法の立法目的を「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」と指摘した。もとより、無償化法の立法目的は、「教育の機会均等」の実現であって、「経済的負担の軽減」は、この目的を実現するための手段にすぎないということ、を、改めて、ここで確認しておきたい。

しかし、被告は、第1準備書面において、冒頭部分以外でこの「教育の機会均等」に言及したことは殆どなかった。むしろ、被告は、「教育の機会均等」を実現するための手段に過ぎないはずの

「経済的負担の軽減」のみを殊更に強調し、しかも、それを被告がA規約の批准時に留保条項を設定した理由である「国民の経済的負担」論にすり替えて、世界の経済大国たる自らの地位を顧みずに、議論を人権論ではなく個々の国民の金銭負担論に貶めている。

そのため、被告は、立法事実を語る際にも、教育の機会均等が無償化法の目的とされた背景を語ろうとせず、むしろ、意図的に「教育の機会均等目的」を葬り去ろうとしている。

2 立法事実

立法事実を語るのであれば、被告が無償化法を制定した背景が、A規約13条2(b)及び(c)の「無償教育の漸進的導入」に拘束されない権利の留保（いわゆる留保条項）を撤廃するためにこそ無償化法を制定したという立法事実を、第一に指摘すべきである。

国際連合総会は、1966年（昭和41年）12月16日、A規約を採択し、A規約は、1976（昭和51年）年に発効した。A規約は、基本的かつ包括的な人権保障について定めた国際条約の一つであり、主に、労働に関する権利、教育に関する権利、文化活動に関する権利等、国の施策により、個人に認められる権利（社会権）について規定した。

被告は、1979年（昭和54年）6月、A規約を批准したが、その際、A規約13条2(b)及び(c)の規定（中等教育・高等教育）の適用に当たり、これらの規定に言う「無償教育の漸進的導入」という条項を留保した。この当時、当該条項に留保を付したのは、わずか被告とルワンダの2国のみであった。これに對比して、高等教育の無償化を未だ実現していなかった英国、フラ

ンス、イタリアなども「漸進的導入」との規定ぶりから、留保を付さずに締約国となっていた。被告の留保に対して、国連の社会権規約委員会は、2001年（平成13年）8月、被告が留保撤回の意思のないことに「特に懸念を表明する」として、被告に対し、「留保の撤回を検討することを要求する」との勧告をした。

しかし、被告の留保は、33年間も続き、最後には、A規約の中等・高等教育漸進的無償化条項に留保を付していたのは、被告国とマダガスカルのみとなっていた。遅まきながら、被告は、高校授業料についての無償化法の実現とともに、奨学金や大学の授業料減免措置などの拡大による学生を経済的に支援する施策を拡充したことから、2011年（平成23年）9月、同留保を撤回した。

この留保条項の撤回により、無償化法の立法目的である「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって、教育の機会均等に寄与することを目的とする（無償化法1条、2条2項、同条3項）との条項の遵守は、被告にとって、国際条約たるA規約上の法的義務となった。

このように、無償化法の立法事実にとって最重要な事実は、無償化法を制定して、A規約に付した当該留保条項を撤回して、被告の人権後進国ぶりを改善しようとするところにあったのである。

また、それ故に、無償化法は、国籍条項等の制限条項を一切設けなかったという事実も立法事実として極めて重要である。

3 国際人権A規約

無償化法が国籍条項も、民族条項も定めなかったことには、特別な意味があった。

それは、A規約2条2項が「この規約の締結国は、この規約に

規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見等の他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と定めていること、A規約13条2(b)が「すべての者に対して(教育等の)機会」を与えることを定めていることに基づくものであった。

それ故に無償化法は、朝鮮学校を含めた外国人学校をも対象とすることを前提として立法された。その事は、立法段階の政府答弁及び規則イ、ロ、ハ号を規定したことからも明らかである。つまり、無償化法は、日本国憲法及び当時の教育基本法並びに学校教育法の定める義務教育の範囲を越えてA規約にいう中等教育のうちの後期中等教育の無償化を定めた上に、その保障を無制限で日本国内の外国人学校に学ぶ「すべての」高校生にまで及ぼすことを保障したものである。

無償化法の制定後、被告がA規約の無償化条項の留保を撤回したことによって、高校無償化による教育の機会均等の保障は、日本国内に存在し、また今後存在し得るあらゆる高等学校等に通う「すべての高校生」にとって、A規約によって保障された基本的人権となった。また、それは、同時に被告にとってこれを保障することが、A規約上の責務となったのである。

さらに、同時にその事により、無償化法は、日本におけるA規約13条2項(b)に定める中等教育の内の後期中等教育機関の範囲を定立したことになったのである。

4 人民の自決権

無償化法が国籍条項を設けずに、全ての高校生に教育の機会均等を保障した背景には、A規約及び被告が批准している、B規約

のいずれにも共通する1条1項の「人民の自決権」の保障規定に無償化法が拘束されていたからであるということも重要な立法事実である。

人民の自決権は、教育への権利保障の前提である。人民の自決権は、歴史的に見ればこの数世紀にわたる欧米の“民主主義”諸国が築き上げてきた植民地体制の清算を意味する。この自決権は、人民（民族）という集団の権利であり、人権の実現のために必要な条件を創り出す権利である。対内的には真の民主主義確立、対外的には平和の条件を創り出す権利である。このことは教育への権利保障にインパクトを与える。つまり、教育における人民（民族）の権利が承認され、それによって少なくとも人民（民族）はいかなる差別を受けることもなく母語で学ぶことができ、その固有の歴史や文化を承継発展させるための教育が保障され、国家はこれに必要な諸条件を整備する義務を負うことになる。

このように、民族のアイデンティティを獲得するための教育を受ける権利は、A規約1条及びB規約1条で保障された人民の自決権に直結する権利である。A規約1条及びB規約1条1項の人民の自決権は、欧米諸国がアジア・アフリカ諸国を植民地化してきた歴史的事実の反省の上に定められた権利であるから、被告も、欧米諸国と同様に朝鮮半島と台湾等を植民地支配してきた歴史がある故に、被告は、日本民族以外の人民の自決権、とりわけ、朝鮮民族に対して、人民の自決権を保障すべき義務を負うものである。人民の自決権の保障は、他国にある人民の自決権を尊重すべきは当然なことであるが、自国内にいるかつて植民地支配をした朝鮮民族、中国民族に対して、最大限、自決権を尊重すべき義務を被告に対して要求するものである。

九州朝鮮高校には、朝鮮共和国の国籍の生徒、韓国の国籍の生徒、日本国籍の生徒が在籍して学んでいる。しかし、そこで学ぶ生徒たちは、国籍の如何を問わず、等しく朝鮮民族の子弟である。九州朝鮮高校の生徒は、民族のアイデンティティを獲得し民族的文化を承継するめに、九州朝鮮高校で朝鮮民族の言語、歴史、地理、文化、伝統などを一般科目とともに学んでいる。

よって、被告は、九州朝鮮高校に学ぶ在日の朝鮮民族の子弟に対しても、無償化法に基づき、被告の私立学校や他の外国人学校に通う日本人や他の民族・国籍の生徒と差別なく支援金を支給する責務を負うものである。

また、被告はもとより裁判所においても、教育基本法16条の「不当な支配」の解釈適用に当たっては、A規約1条及びB規約1条の人民の自決権に抵触することは許されないという制約を受けるものである。

5 人権差別撤廃条約

被告が1995年（平成7年）に批准した、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下、「人種差別撤廃条約」という。）の下で無償化法が制定され、同条約に基づいて無償化法が解釈運用されるべきであるということも、重要な立法事実であった。

人種差別撤廃条約1条1項は、「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは、種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定めている。

そして、人種差別撤廃条約1条2項は、「この条約は、締約国が

市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。」と定めている。この条項は、逆に、締約国が市民と市民でない者との間に何らかの区別、排除、制限及び優先を法律によって設けなかった場合には、締約国も人種差別撤廃条約 1 条 1 項の「人種差別」禁止条項の適用を受けることを意味する。

人種差別撤廃条約 4 条は、「締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。」と定めている。この条項は、被告が人種差別を助長等することを禁止するものであるが、法律の施行にかかわる規則、大臣命令、行政行為全般並びに国会答弁や記者会見などの言動をもってする人種差別の助長や扇動を禁止するものである。

人種差別撤廃条約 5 条は、「第 2 条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。」とし、「(e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に」、「(v) 教育及び訓練につい

ての権利」と定める。

人種差別撤廃条約に基づき、無償化法は、国籍条項を設定しなかったばかりか、その他の運用についても朝鮮高校とそれ以外の学校とに差異を規定していない。その結果、被告が九州朝鮮高校に課した差別が合理性を満たさなければ、人種差別撤廃条約に違反することになるという立法事実が存在していたのである。

第3 被告主張の国際人権条約違反

1 被告の本件差別行為は、無償化法の教育の機会均等目的に違反し、さらに、上記各国際人権条約に違反するものである。

2 国際人権A規約13条2(b)及び無償化法違反

被告が規則ハ号を削除したことは、A規約と無償化法によって定立された後期中等教育機関たる「高校」の範囲を被告国が無権限で一方的に制限したことになり、A規約13条2項(b)違反及びA規約5条1項違反の差別行為である。

3 人種差別撤廃条約違反、国際人権A規約第2条2項違反

無償化法2条1項5号は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」を無償化法の定める支給対象校の要件と定めた。

ここで、「高等学校の課程」とは、学校教育法52条「高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前2条の規定及び62条において、読み替えて準用する30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。」とされるところの「高等学校の学科及び教育課程」を指す。

また、学校教育法施行規則84条は、「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。」と定める。

つまり、無償化法 2 条 1 項 5 号の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領に定められた教育課程を言い、それは、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画のことである。

これを受けて制定された無償化法規則 1 条 4 号ハは、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」と定めた。

こうして、無償化法 2 条 1 項 5 号の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領で定められている教育課程のことを指し、同法と規則 1 条 4 号ハが要求する要件は「これに類する課程」であることであった。

ところが、ハ号規程は、第 2 章指定の基準を定め、ハ号規程 1 3 条で「前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係わる債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と定めた。

しかし、ハ号規程 1 3 条は、無償化法 2 条 5 号及び規則 1 条 4 号ハが規程に委任した、外国人学校が学校教育法 1 条で定められた高等学校の教育課程に類した教育課程を置くものと判定するための具体要件ではなく、それ以外の要件であった。

むしろ、ハ号規程 1 3 条は、無償化法 7 条（代理受領等）の条文を受けた内容となっている。しかし、無償化法 7 条は、その条項の施行のために施行規則や規程等に委任をしていない。つまり、規程 1 3 条は、明らかに無償化法 2 条 5 号の委任の範囲外の要件

である。

その結果、被告は、無償化法に具体的条項がないにもかかわらず、九州朝鮮高校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当しないとして、原告らを朝鮮学校に通学しているという民族的出身に基づき無償化法の就学支援費の支給においてこれを差別したものであり、人種差別撤廃条約 1 条 1 項、同条 2 項、同 5 条 (e) (v) に違反する人種差別行為である。

また、被告が、九州朝鮮高校と朝鮮総聯及び朝鮮共和国共和国との繋がりから、具体的な証拠もないままに、あたかも、無償化法 7 条 (代理受領等) 違反のおそれがあると主張し、しかも、朝鮮総聯及び朝鮮共和国が九州朝鮮高校に対して「不当な支配」に及ぶおそれがあるなどと主張することは、人種差別撤廃条約 4 条 (c) に違反する人種差別行為である。

さらに、A 規約 2 条 2 項、B 規約 2 条 1 項及び同 B 規約 2 6 条の差別禁止 (教育も含めた平等) 条項は、それ自体が国際人権条約上で確立され保障された基本的人権である。被告が、九州朝鮮高校に対してのみ、他の学校とは異なる要件を追加して課すことは、これらの各条項が禁止する「他の地位」による差別に該当し、人権規約に違反するものである。

4 不合理な差別と被告の主張立証責任

被告は、突然、教育基本法 1 6 条 1 項の「不当な支配」を持ち出し、被告に捜査権限がなく疑いを晴らせないことをもって、「不当な支配」がないことの確信が持てないとし、不当な支配がされている疑いが払拭できないから九州朝鮮高校は、学校運営を適正に行うことができる状況にあるとは言えないので、ハ号規程 1 3 条に適合しないとした。

このように被告は自らに、捜査権限のないことを理由に、教育基本法16条の「不当な支配」の該当性の判定ができなかったことをもって、九州朝鮮高校について、ハ号規程13条の適合性が判定できなかったと主張する。

しかし、教育基本法は、同法16条の「不当な支配」の有無を判定するため、被告に対し捜査権限を与えていない。また、無償化法は、同法に規定する高等学校の該当性に関して、被告に対して、捜査権限を付与していない。教育基本法及び無償化法は、それぞれの法が定める調査権限及び審査権限に関する条項に基づき、被告の行政機関及び審査機関に対して、調査権限等を付与しているに過ぎないものである。被告が各法律の規定にない捜査権限を求めることは、各法律の許容するところではない。むしろ、各法規は、被告に与えられた権限で調査又は審査して「不当な支配」を明らかにできなかった場合には、これがなかったものとして取り扱うことを被告に求めているのである。それにもかかわらず、被告が、捜査権限がないために、「不当な支配」の有無を明らかにできなかったことを理由に九州朝鮮高校を適用除外することは、人種差別撤廃条約1条が禁止する「民族的出身に基づく区別、排除、制限」に該当し人種差別そのものである。このことは、人種差別撤廃条約4条及び5条の差別禁止条項によっても導かれる結論である。

しかも、ハ号規程13条の適合性の審査に、教育基本法16条1項の「不当な支配」などのような恣意的運用の可能な開かれた構成要件を課すことは、それ自体、A規約2条2項及びB規約2条1項の差別禁止条項に違反する差別に該当する。

また、教育基本法16条1項の「不当な支配」の要件への該当

性は、差別の合理性を主張すべき被告が具体的に主張立証すべきものである。これは、A規約2条2項及びB規約2条1項の差別禁止条項及び人権差別撤廃条約1条2項から導き出される当然の法理である。

5 主張自体失当

教育基本法16条1項の「不当な支配」要件を持ち出すことが仮に許されるとしても、「不当な支配」要件に該当することを主張立証すべきは被告である。あるいは、支援金が授業料債権に充当されないことを主張立証すべきは被告である。そうでなければ、被告による本件差別行為は、直ちに、上記各国際人権条約に違反するものとなる。

つまり、本件差別行為に関してあたかも原告らに主張立証責任があるが如き被告の主張は、そもそも、主張自体失当であることを、裁判所に於いては十分に留意して、判決に臨みたい。

以上